



北上記者クラブ加盟者 各位

 **北上市** KITAKAMI CITY

令和3年4月6日

企画部政策企画課政策推進係

電話：72-8223（直通）

企業版ふるさと納税を募集します

市では、展勝地の桜を後世に残すため桜並木延命化対策事業を実施することとしております。この事業には、賛同いただける企業様からの企業版ふるさと納税を活用することとし、広く募集しようとするものです。

1 企業版ふるさと納税とは

地方公共団体が実施する地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、税額控除（寄附金額の最大9割）を受けられる制度です。

2 桜並木の現状

開園100周年を迎える展勝地の桜並木は、高齢化による樹勢衰退が進んでおり、将来にわたって桜並木を継承していくためには、延命・樹勢回復措置が急務となっている状況です。

3 寄附の流れ

- (1) (企業) 寄附の申し込み
寄附申出書を市へ提出します。（担当：都市整備部都市計画課）
- (2) (市) 申込内容の確認
- (3) (企業) 寄附の払い込み
- (4) (市) 受領証の交付
企業へ寄附金の受領証を交付します。

4 寄附に対する御礼

- (1) 感謝状の送付
- (2) 広報、市HPでの企業名、寄附金額の掲載
- (3) 桜並木の写真（額入り）の送付（案）

5 令和3年度予算額

29,500千円

6 その他

- (1) 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- (2) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- (3) 北上市に本社（税法上の主たる事務所又は事業所）が所在する企業は本制度の対象とはなりません。
- (4) 本制度の対象期間は令和2年度から令和6年度までです。（事業費総額81,000千円）